

# 第4章 縄文遺跡群世界遺産に係る地区における景観形成方策

世界遺産候補地区周辺について、きめ細かな景観形成を推進する地区の設定の考え方や、周辺の景観形成の考え方に応じた景観形成方策について整理します。併せて、他自治体で運用されている、類似事例を紹介します。

## 1. 世界遺産の遺産区域およびその周辺における良好な景観づくりの重要性

世界遺産に限らず、地域の文化資産の保全には、地域の住民、事業者等の協力が欠かせません。地域の住民、事業者等の協力を得るためには、その文化資産を良く知っていただき、大切に思っていていただくことが重要です。

しかし、縄文遺跡群は主に埋蔵文化財であり、それらは直接文化資産を見ることはできません。文化資産のことを知るためには、その場において、解説板などから情報を得たり、周辺の景観を眺めることで、文化資産が形成された当時の様子、周辺の自然地物とのかつての関係を想像する他はありません。

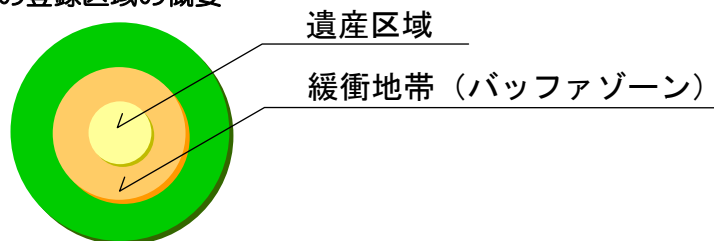
そのため、地面の下に存在する文化資産を想像することができ、また、埋蔵文化財が存在する地を訪れたいという気持ちを起こさせるために、文化資産およびその周辺における良好な景観づくりが重要となります。

そのような景観づくりを行うことで、その場を訪れる人々に、文化資産の価値、その資産がその場に存在する意義を理解していただき、文化資産を守ることの意識の醸成につながります。

## 2. 区域設定の考え方

世界遺産は、遺産区域（コアゾーン）が定められ、必要に応じてその周辺に緩衝地帯（バッファゾーン）が定められます。

### 【参考】世界遺産の登録区域の概要



#### ■緩衝地帯（「世界遺産条約履行のための作業指針」より）

103.資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯（バッファゾーン）を設定すること。

104.緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。推薦資産の直接のセッティング、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。緩衝地帯を成す範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。

## 第4章 縄文遺跡群世界遺産に係る地区における景観形成方策

そのため、遺産区域の周辺を含めた地区において、世界遺産の特性に応じてきめ細かな景観形成を図ることが重要です。

したがって、きめ細かな景観形成を図る区域として、緩衝地帯だけでなく、遺産区域と一体的な景観に対し、影響を与える行為が発生することが想定される範囲を地区指定することが重要です。

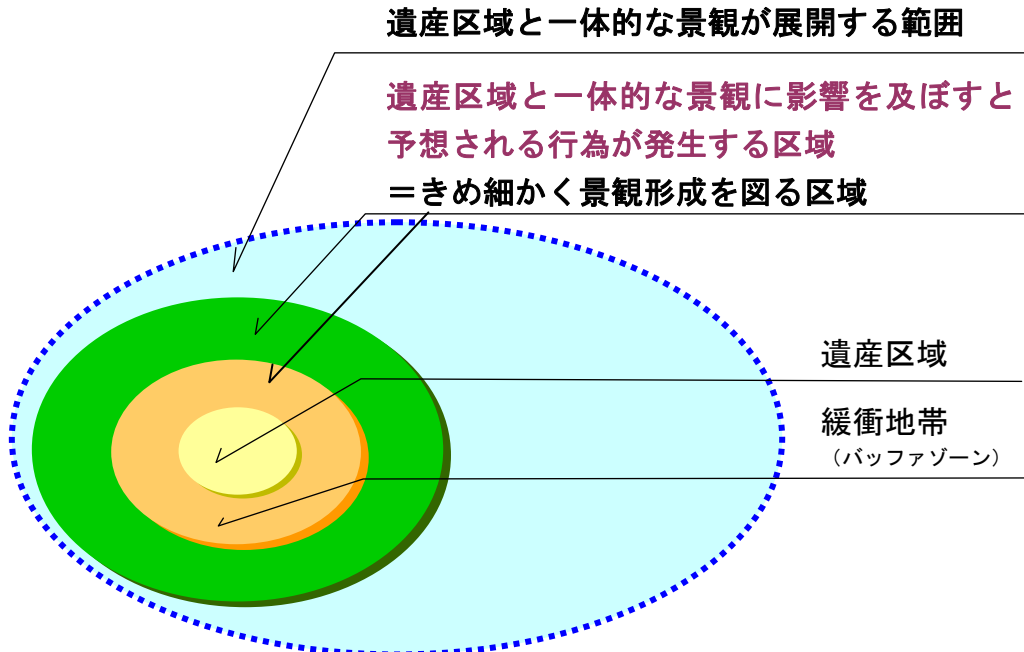
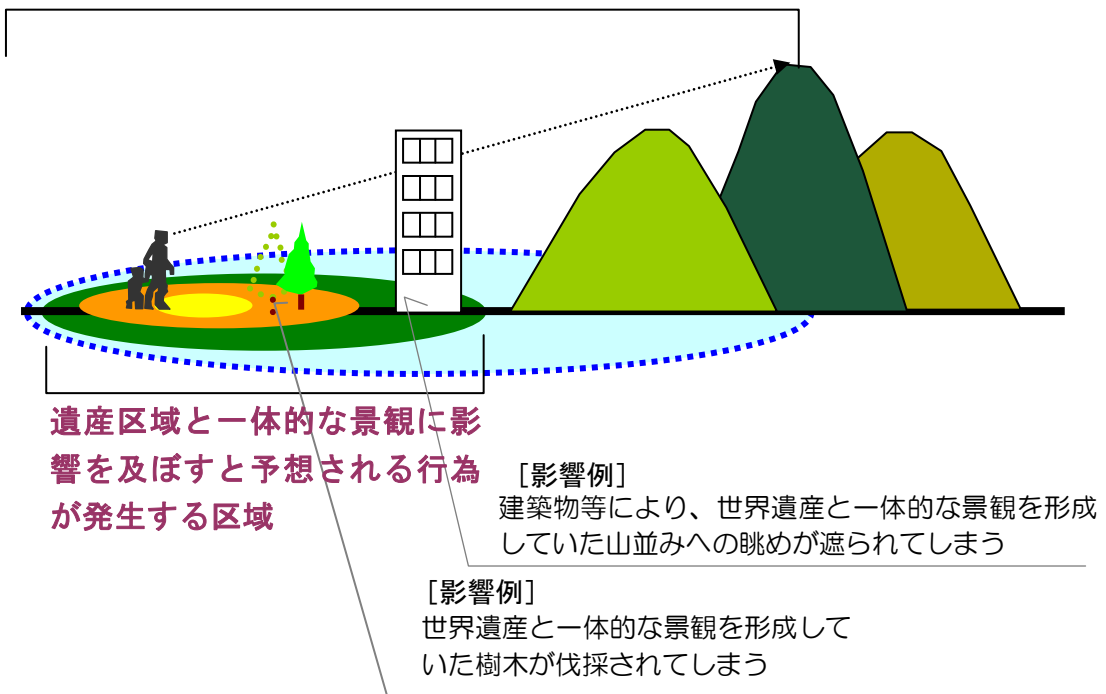


図 きめ細かく景観形成を図る区域設定の考え方

### 遺産区域と一体的な景観が展開する範囲



遺産区域と一体的な景観が展開する範囲、および遺産区域と一体的な景観に影響を及ぼすと予想される行為が発生する区域の定め方は、各資産によって異なります。基本的な考え方は、本ガイドラインのP14～24を参照ください。

### 3. 景観形成方策の考え方

遺産区域と一体的な景観に影響を及ぼすと予想される行為などに対する、景観法に関連する対応方策として以下のような手法があります。

景観条例にて、特定の地区を定める方策については、P91～99 を参照ください。

地域の都市計画における当該区域の位置づけや、行為などの内容や必要とする規制の強さ、規制内容に対する地域の受容程度などを総合的に検討し、採用する手法を選択することが重要です。

表 方策の概要

方 策	概 要
景 観 地 区	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域または準都市計画区域内の土地の区域について、建築物の形態意匠の制限などを定める都市計画です。</li> <li>建築物の形態意匠の制限を定めることが必須です。</li> <li>工作物については、条例で形態意匠の制限などを定めることができます。</li> <li>景観計画区域内で景観地区を定める場合、景観地区内で行う建築物の建築等は景観計画による規制の適用除外となります。そのため、景観地区内の行為の制限は、景観計画区域内の制限より緩やかな制限を定めることはできません。</li> <li>景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、行為の制限に適合するものであることについて、市町村長の認定を受けなければなりません。</li> </ul>
準 景 観 地 区	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、準景観地区を指定することができます。</li> </ul>
重要文化的景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要文化的景観は、景観計画区域または景観地区内にある文化的景観で、都道府県または市町村が文化的景観保存計画を策定し、保存措置を講じているもののうち、特に重要なものを文化財保護法に基づき国が選定する文化財です。</li> <li>景観法に基づく規制の他、現状変更に関して文化財保護法に基づく届出が必要となります。</li> </ul>

## 第4章 縄文遺跡群世界遺産に係る地区における景観形成方策

表 主な景観形成の方策

行為における 規制項目	方 策（規制の手段）			
	景観計画 重点地区等	景観地区	準景観地区	重要文化的景観
用 途	×	×	×	重要文化的 景観が位置 する左記地 区等の制限 と同じ
容 積	×	×	×	
高 さ	△	○	○	
壁 面 位 置	△	○	○	
最低敷地面積	△	○	○	
形 態 意 匠	△※1	◎	◎	
樹 木	△※2	×	×	
そ の 他	—	—	—	現状変更の際に 届出

×：制限対象にできない △：勧告 ○：建築確認 ◎：認定

※1）市町村が条例に定めることにより（特定届出対象行為とする）、変更命令が可能となります。

※2）木竹の伐採に関する景観形成基準を規定するほか、景観重要樹木として指定することもできます。

## 4. 行為の制限の考え方

### (1) 届出対象行為

対象とする文化資産およびその周辺の景観に影響を与える行為を明らかにします。建築物の建築や開発行為等への対策が重要であるのか、それとも木竹の伐採や物件等の堆積等への対策が重要であるのか、当該地区における既存法令に基づく規制内容などを鑑み、届出対象行為を判断する必要があります。

### (2) 景観形成基準

届出対象行為と同様、世界遺産指定候補区域の景観特性により、景観形成基準の内容を検討します。

以上、景観形成方策の検討手法は P76 以降の「[4](#) 景観法が定める景観形成推進方策の活用方法の検討 ⑩ 重点的に景観形成を図る区域での制限等を定める」、P87 以降の「[5](#) 市町村独自の景観形成推進方策の検討」を参照ください。

また、以下に、関連事例を紹介します。

#### ■世界遺産指定区域に関する事例

事例タイプ及び名称	事例内容	掲載頁
2-1. 世界遺産地周辺に対する独自手法： 岐阜県白川村「白川村景観条例に基づく重点景観形成地区」	世界遺産である白川郷とその周囲のバッファゾーンを、景観条例に基づく「重点景観形成地区」に指定し、良好な景観形成を図っている。 地区内では特定届出対象行為が設定され、景観形成に対する比較的強い規制誘導が行われている。	p.118 ~120
2-2. 世界遺産地周辺に対する独自手法： 兵庫県姫路市「姫路市都市景観条例に基づく風景形成地域」	世界遺産である姫路城とその周辺を、都市景観条例に基づく「風景形成地域」等の独自制度で指定し、きめ細やかで厳しい規制により、優れた文化景観の保全を図っている。	p.121 ~123
2-3. 世界遺産地周辺に対する独自手法： 広島県広島市「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」	世界遺産である「原爆ドーム」周辺の景観を保全するため、対象地区内で建築物や工作物、また屋外広告物を設置する際に、事前に計画の届出を行い、美観形成基準に基づき、色やデザインなどを規制誘導している。	p.124 ,125
2-4. 世界遺産地周辺に対する独自手法： 奈良県奈良市「西の京歴史的景観形成重点地区」	世界遺産である「古都奈良の文化財」周辺の歴史的市街地で世界遺産に接する場所として、歴史的な景観を保全するため、景観条例に基づく地区指定を行い、建物の構造や高さ、意匠、素材等を規制誘導している。	p.126 ,127

<2-1：世界遺産地に対する独自手法：「白川村景観条例による重点景観形成地区」①>

(出典：岐阜県白川村 HP)

[制度の目的]

- 世界遺産である白川郷の景観を守るため、条例により、「重点景観形成地区」を創設して、貴重な景観を保全しています。

[制度の概要]

- 条例によって位置づけられた「重点景観形成地区」を景観計画に白川村独自の地区指定制度として取り入れ、地区の景観的課題に対応した“景観形成の方針”“景観形成の基準”を定めています。
- 地区内では特定届出対象行為が設定され、比較的強制力の高い規制を行っています。

[重点景観形成地区の考え方と地区指定の状況]

重点景観形成地区の考え方	白川村を代表する景観を有する地区、または将来へ向けて白川村らしさを形成していく地区において、重点的に景観形成を図ることを目的として「重点景観形成地区」を指定する。
地区の指定要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 重要伝統的建造物群保存地区・世界文化遺産登録地区</li> <li>② 歴史的な雰囲気を残し、特徴ある景観形成を図る必要があると認める地区</li> <li>③ 商業施設等が集積し、特徴ある景観形成を図る必要があると認める地区</li> <li>④ 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴ある景観形成を図る必要があると認める地区</li> <li>⑤ その他、景観形成上必要と認められ、景観コントロールを図るべき地区</li> </ul>

[重点景観形成地区の指定状況]

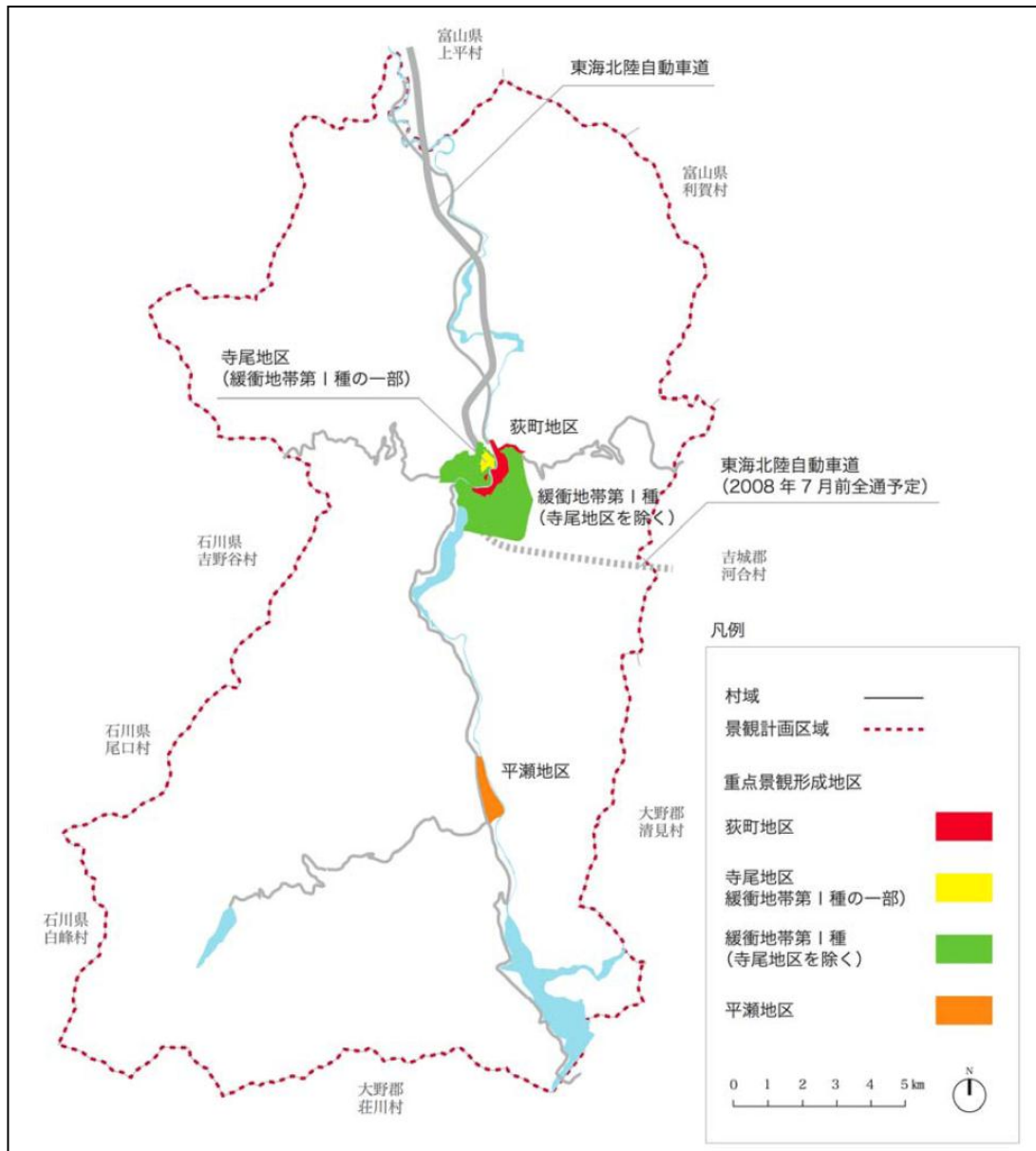
地区名	地区の状況	面積
(1) 荻町地区	世界文化遺産及び、重要伝統的建造物群保存地区	45.6ha
(2) 寺尾地区（緩衝地帯第Ⅰ種の一部）	世界遺産を取り巻く緩衝地帯第Ⅰ種の一部	17.1ha
(3) 緩衝地帯第Ⅰ種（寺尾地区を除く）	世界遺産を取り巻く緩衝地帯第Ⅰ種	454.4ha
(4) 平瀬地区	温泉や大白川登山口を有する観光拠点	44.1ha



<2-1：世界遺産地に対する独自手法：「白川村景観条例による重点景観形成地区」②>

(出典：岐阜県白川村 HP)

[景観計画区域・重点景観形成地区]



＜2-1：世界遺産地に対する独自手法：「白川村景観条例による重点景観形成地区」③＞

(出典：岐阜県白川村 HP)

[届出対象行為]

- ①建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該建築物の延べ面積（増築にあつては増築後の延べ面積）が500平方メートル以上かつ高さ（増築にあつては、増築後の高さ。）が10メートル以上のもの（条例第11条）
- ②建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該建築物の延べ面積（増築にあつては増築後の延べ面積）が500平方メートル以上かつ高さ（増築にあつては、増築後の高さ。）が10メートル以上のもの（条例第11条）
- ③工作物の新築、増築、改築又は移転で、当該工作物の見付面積（増築にあつては増築後の延べ見付面積）が50平方メートル以上のもの（条例第11条）
- ④工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該工作物の見付面積（増築にあつては増築後の延べ見付面積）が50平方メートル以上のもの（条例第11条）
- ⑤広告物の新築、増築、改築で見付面積が4平方メートル以上のもの（条例第11条）
- ⑥宅地の造成その他区画形質の変更で面積が500平方メートル以上のもの（条例第11条）
- ⑦ その他、各重点景観形成地区が定める景観形成基本目標の達成に影響を及ぼす恐れのある行為で、村長が必要と認める事項（条例第9条）

(3) 緩衝地帯第I種（寺尾地区を除く）

項目		景観形成基準	
建築物等	位置	道路からの位置 ・敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を考慮し、釣り合いのとれた配置とするものとする。	
	外観	意匠・形態	・周辺の景観との調和を図り、景観のまとまりを保つように配慮するものとする。 ・空調及び給排水等の設備は、通りから見えない位置に設けるか、または覆いをするなど建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するように努める。
		高さ	・荻町地区の自然景観と調和し、荻町城趾からの眺望を阻害しないように配慮して、高さが10m以内になるように努めるものとする。
		材料 色彩	・人工的な材料は避け、周囲の自然景観と調和した質の高いものを用いるものとする。 ・屋根および外壁は、周囲の景観と調和した落ち着いたものを用いるものとする。
	駐車場	・駐車場は、周囲の景観と調和し、また荻町城趾やスーパー林道からの眺望を阻害しないものとなるようにその周囲の緑化等に努めるものとする。	
	敷地の緑化	・周囲の自然景観と調和し、また荻町城趾やスーパー林道からの眺望を阻害しないものとなるように、必要な場合は植栽等の緑化を行なう。	
	宅地の造成等	・宅地の造成等（宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更）を行う時は、周囲の景観と調和のとれたものとなるよう努めるものとする。	
工作物	電気供給または有線電気通信のための電線路または空中線の支持物 ・位置としては周辺の景観に配慮したものとし、電線数はできる限りまとめて少なくなるように努めるものとする。 ・電線の横断はできる限り少なくなるよう努めるとともに、直角横断になるように努めるものとする。		
屋外における物品の集積または貯蔵の方法及び遮へいに関する事項		・できる限り目立たないような位置・形態とするように努めるものとする。	
広告物等に関する事項		・自家用広告以外の営業広告は設けないように努めるものとする。 ・広告塔、広告板は周辺の建築物と調和が保てる位置とし、規模・形状・意匠・色彩は周辺の景観に調和するように努めるものとする。 ・表示面積及び掲出数は必要最小限とし、けばけばしい色彩は避け、建築物の形態におさめるなど建築物本体と一体感のあるものとなるように努めるものとする。 ・材料は耐久性・耐候性に優れ、褪色・はく離等のおこりにくいもので質感豊かなものを用いるものとする。	



<2-2：世界遺産地に対する独自手法：「姫路市都市景観条例による風景形成地域」①>

(出典：兵庫県姫路市HP)

[制度の目的]

- 世界遺産である姫路城の景観を守るため、従来から条例に規定されていた「都市景観形成地区」と、新たに条例に位置づけられた「風景形成地域」により、世界遺産のコアゾーン（特別史跡地区）とバッファゾーン（緩衝地域）の景観形成を図っています。

[制度の概要]

- 姫路城周辺風景形成地域（下右図赤線内）については、届出が必要な大規模な建築物（高さ12m超又は建築面積1,000㎡超）等についての、色彩や形態意匠に係る基準が、市内の他の一般的な地域の基準より厳しくなっています。

[姫路城周辺風景形成地域の概要]

区域	姫路城周辺の附図に示す実線で囲まれた区域(中濠通り地区に属する区域を除く。)
地区の概要	本地域は、特別史跡姫路城跡とその周辺市街地とを含めた地域であり、将来に向けて、姫路城と調和した美しい風景を形成することが求められる。
目標	姫路城と調和する美しい風景の形成を図るため、次項の景観形成に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 姫路城への眺望に配慮した景観形成</li> <li>• 姫路城からの眺望に配慮した景観形成</li> <li>• 姫路城と調和する美しく落ち着いた景観の形成</li> </ul>
方針	姫路城と調和する美しい風景の形成を図るため、次に掲げるとおり、公的及び私的空間の景観形成を図るとともに、効果的な規制・誘導を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 景観に配慮した公共空間の整備</li> <li>• 姫路城との調和及び姫路城の眺望等に配慮した規制・誘導</li> <li>• 歴史・文化、自然との共生</li> </ul>

<2-2：世界遺産地に対する独自手法：「姫路市都市景観条例による風景形成地域」②>

(出典：兵庫県姫路市 HP)

[世界遺産の範囲と景観条例による施策の関係を示す図]

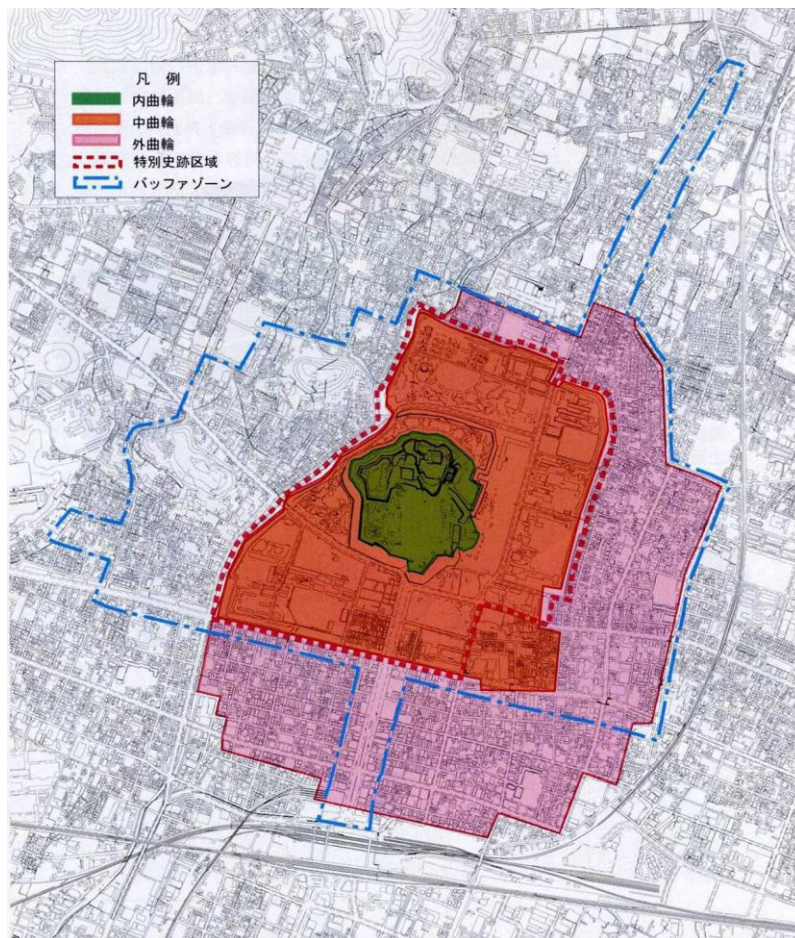


図 世界遺産登録範囲等

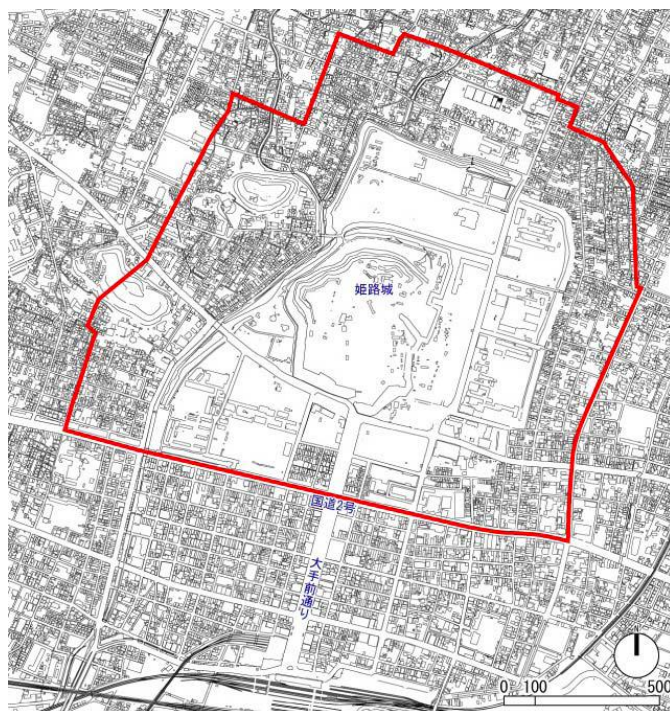


図 姫路市景観計画が定める姫路城周辺風景形成地域



<2-2：世界遺産地に対する独自手法：「姫路市都市景観条例による風景形成地域」③>

(出典：兵庫県姫路市 HP)

(1)対象行為

大規模建築物等の新築若しくは新設、増築（当該行為後に大規模建築物等となる場合を含む）、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは大規模な模様替又は色彩の変更。

(大規模建築物等)	
①	建築物で高さが12メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるもの
②	工作物で高さが15メートル（当該工作物が、建築物と一体になって設置される場合にあっては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が15メートル）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの
③	地上からの高さが5メートルを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類する物件
④	幅員が10メートルを超え、又はその延長が30メートルを超える橋りょう、こ線橋その他これらに類する物件

(2)景観形成基準

①一般基準

姫路城への眺望、姫路城からの眺望に配慮するとともに、姫路城に調和する美しく落ち着いた意匠や色彩とするよう努め、姫路のシンボルにふさわしい地域景観の形成を図るよう努める。

②項目別基準

項目		基準	
建築物	意匠	建築形態等	・勾配屋根にするなど、城からの眺望等に配慮する。 ・建物の分棟、壁面の分節化等の工夫により長大壁面となることを避け、突出感や圧迫感を軽減する。
		建築設備等	・壁面設備は、外壁面に露出させないようにする。やむをえず露出する場合は、形態、色調等を工夫し、目立たないようにする。 ・屋上設備は、屋根の形態等を工夫するほか、壁面の立ち上げ、ルーバーによる遮へい等により、直接見えにくくする措置を講ずる。
		その他	・屋外階段は、形態、材料、色彩等の工夫により、建築物との調和を図る。 ・バルコニー、ベランダは、洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とする。
	色彩	外壁	・城と調和した落ち着いた色彩となるよう配慮し、基調となる色彩の範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度4～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度4～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度6～9、彩度1以下
			屋根
		材料	・外壁は汚れが目立たなく、破損しにくく、退色の少ないものとする。
	その他	維持管理	・維持管理は定期的に行うよう努める。
		植樹・植栽	・敷地内の植樹、植栽に努める。
		照明等	・照明等は城の夜間景観や周囲の環境に配慮する。 ・過剰な光源とならないよう努め、光源の色彩や点滅などは周囲の景観に特に配慮する。
	工作物	意匠	・周囲に与える突出感、違和感を軽減する意匠とする。
色彩			・城と調和した落ち着いた色彩となるよう配慮し、基調となる色彩の範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度4～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度4～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度6～9、彩度1以下 ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するものについては適用しない。
その他		植樹・植栽	・敷地内の植樹、植栽に努める。
高架道路 高架鉄道 横断歩道橋 橋りょう こ線橋		・周辺景観に調和した意匠、色彩となるよう配慮する。 ・排水管等は見えにくい位置に配置するよう工夫する。	

<2-3：世界遺産地に対する独自手法：「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」①> (出典：広島県広島市HP)

[制度の目的]

- 世界遺産である「原爆ドーム」周辺の景観を保全するため、対象地区内で建築物や工作物、また屋外広告物を設置する際に、事前に計画の届出を行い、美観形成基準に基づき、色やデザインなどを規制、誘導しています。

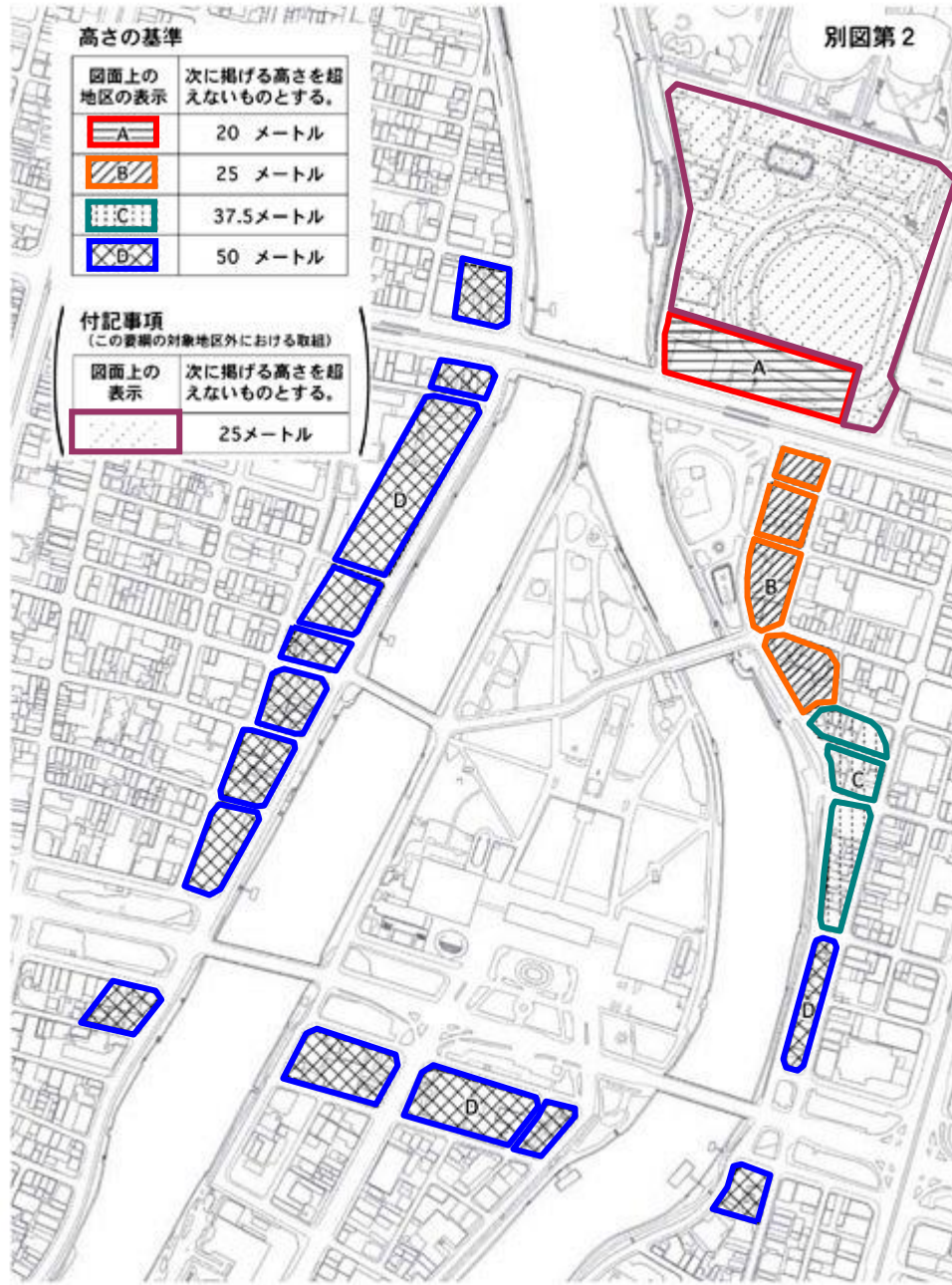
[制度の概要]

- 世界遺産にふさわしい景観をつくるという観点から、対象区域内では建築物や屋外広告物の計画に際し、景観に配慮したものとするとしています。
- 対象地区外であっても、公園内から見える建築物等については、「平和大通り沿道建築物等美観形成要綱」あるいは「リバーフロント建築物等美観形成協議制度」に基づく協議を行うこととなっています。



<2-3：世界遺産地に対する独自手法：「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」②> (出典：広島県広島市HP)

[高さの基準図]





<2-4：世界遺産地に対する独自手法：「西の京歴史的景観形成重点地区」①>

(出典：奈良県奈良市 HP)

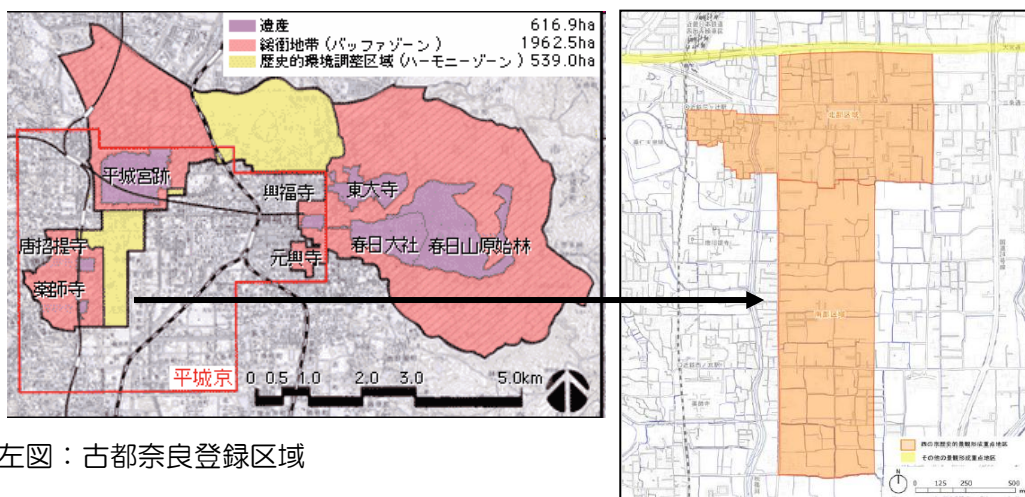
[制度の目的]

- ・「古都奈良」世界文化遺産の歴史的環境調整区域として、世界遺産との関係を十分に考慮した景観形成が求められる地区において、奈良市景観計画にて景観形成重点地区を指定しています。
- ・唐招提寺、薬師寺方面から、春日山への眺望景観など、市域東部の山並みへの眺望景観を確保するために、当該地区の拡がりのある農地の保全や建築物等の景観誘導、景観阻害要素の排除を積極的に進めていくことを目的に地区指定を行っています。

[制度の概要]

- ・景観形成地区内で、建物の新築・改築・増築・外観の修繕・模様替え、色彩の変更などを行う場合は「届出」が必要です。
- ・届出の内容に対して、景観形成基準に基づき助言・指導を行っています。

[対象地区] 右図：西の京歴史的景観形成重点地区指定区域



左図：古都奈良登録区域



西ノ京大池（勝間田池）から薬師寺の塔ごしに見る大和青垣の眺望

<2-4：世界遺産地に対する独自手法：「西の京歴史的景観形成重点地区」②>

(出典：奈良県奈良市 HP)

[景観形成基準（一部）]

■ 西の京歴史的景観形成重点地区、まちなか景観形成重点地区、沿道景観形成重点地区のデザインガイドライン（その1：建築物・工作物に関する事項1）

項目	デザインガイドライン	西の京歴史的景観形成重点地区	JR奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区	近鉄奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区	沿道景観形成重点地区	大宮通り沿道景観形成重点地区	三条通り沿道景観形成重点地区	広域幹線沿道区域
共通	・景観上重要な春日山と生駒山への眺望景観や周辺の街路景観に配慮すること。	○	○	○	○	○	○	○
	・各景観要素の質的向上に努めるとともに、それが織りなす景観としての全体的な調和に配慮すること。	○	○	○	○	○	○	○
	・奈良の玄関口として調和のとれたものとなるよう配慮すること。		○	○			○	
	・地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。	○	○	○	○	○	○	○
	・広がりのある眺望景観を創りだす農地の保全に努めること。	○※1						
建築物・工作物	配置	・植栽が可能な空地在をできるだけゆとりとるおいのある空間を確保すること。	○					○
		・周囲の建物の配置との調和に配慮すること。	○	○	○	○	○	○
		・街路空間の連続性に配慮した配置とすること。	○	○	○	○	○	
	・原則として、道路境界線から1m以上後退した配置とすること。	○						○※2
規模	・周囲の建造物や自然環境と調和した規模・高さとする。	○	○	○	○	○	○	○
	・歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮すること。	○	○	○	○	○	○	○
	・周囲に山林等樹木が多くある場合は、周囲の樹木の高さに配慮した高さとする。							○
形態意匠	・春日山や生駒山、また、歴史的・文化的資産への眺望を阻害しない高さとする。	○						
	・良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。	○	○	○	○	○	○	○
	・屋根の形状は、勾配屋根を用いるなど、地域の特性を生かした形状に努めること。屋根の勾配は、10分の3から10分の7とすること。	○						○※2
	・屋上設備等の突出した物を設ける場合は、建築物本体と調和させ、壁面を立上げるか、またはルーバー等による覆い措置などを講ずること。	○	○	○	○	○	○	○
	・塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とすること。	○	○	○	○	○	○	○
	・外壁に付帯する建築設備は、道路から見えない位置に設置すること。	○						○※2
・外壁に付帯する建築設備は、道路からできるだけ見えない位置に設置するよう努めること。		○	○	○	○	○		
・屋外階段及び共同住宅等のバルコニーを設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。	○	○	○	○	○	○	○	

※1：南部区域に適用します。

※2：商業地域を除く。